



神奈川県
総務部市町村課

平成21年度

市町村公営企業年報

(平成20年度公営企業決算概要)

平成22年3月

平成20年度 市町村公営企業の団体別設置状況

(平成21年3月31日現在)

事業名	団体名 (施設数)	県計	横浜市	川崎市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	相模原市	三浦市	秦野市	厚木市	大和市	伊勢原市	海老名市	座間市	南足柄市	綾瀬市	葉山町	寒川町	大磯町	二宮町	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	箱根町	真鶴町	湯河原町	愛川町	清川村
1 水道事業	◎17(17)	◎	◎	◎					◎			◎	◎					◎	◎					◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
2 工業用水道事業	◎ 2 (2)	◎	◎																																
3 交通	(1)自動車運送事業	◎ 2(2)	◎	◎																															
事業	(2)都市高速鉄道事業	◎ 2(2)	◎	◎																															
4 電気事業	○ 1(1)	○																																	
5 病院事業	◎ 10 (15)	◎	◎	◎	◎	(3)	(3)	(2)	◎	◎	◎			◎		◎	◎																		
6 簡易水道事業	○ 3(3)											○															○				○				
7 下水道事業	◎ 4(4) ○ 32(32)	◎	◎	◎	○2	○	○	○	○	○	○	○2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○2	○	○			
8 港湾整備事業	○ 3(3)	○	○	○																															
9 市場事業	○ 6(10)	○	○	(2)	(2)		○		○	○	(2)			○	(2)																				
10 と畜場事業	○ 1 (1)	○																																	
11 観光施設事業	◎ 1 (1) ○ 3 (4)		○						○			(2)																		○	◎				
12 宅地造成事業	(1)臨海土地造成事業 (2)その他造成事業	◎ 1 (4)	◎	(4)																															
	(2)その他造成事業	○ 2 (4)	○	(2)					○																										
13 駐車場整備事業	○ 5(14)	○	(6)					○				○	(5)			○	○	○																	
14 介護サービス事業	○ 3 (3)		○																	○2															
◎:法適用	39 (47)	7 (12)	6 (8)	3 (4)	1	2	2	1		2	1		2	1	1	1		1	1						1	1	1	1	1	1	2	1			
○:法非適用	59 (75)	6 (13)	4 (5)	1	3	1	3	3	1	1	4	2	1	2	1	2	1	1	3	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	2					
計	98 (122)	13 (25)	10 (13)	4 (5)	4	1	5	5	2	1	4	4	2	3	2	2	1	2	4	1	1	1	1	2	2	3	2	4	2	2					

- (注) 1. 交通事業のうち路面電車事業、懸垂電車事業及び船舶運航事業、ガス事業、有料道路事業、その他事業については設置団体なし。
 2. 法適用企業：地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業。(ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。)
 3. 法非適用企業：地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている、同法施行令第37条に掲げる事業と有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業を除いたもの。
 4. ()内は施設数を示す。施設数については、病院・市場・観光施設・駐車場整備事業では当該事業を実施している施設数を、宅地造成事業では造成地区数を表している。(その他の事業では1事業=1施設としている。)
 5. 下水道事業：平塚市、相模原市は公共下水道、農業集落排水事業、湯河原町は公共下水道と特定環境保全公共下水道、清川村は特定環境保全公共下水道、その他市町は公共下水道。
 6. 観光施設事業：川崎市はゴルフ場、小田原市は小田原城天守閣と小田原城歴史見聞館、箱根町と湯河原町は温泉供給事業。
 7. 介護サービス事業：川崎市は介護老人保健施設、南足柄市はデイサービスセンターと訪問看護ステーション。

第1編 市町村公営企業の概要

1 事業数	1
2 職員数	2
3 決算規模	3
4 全体の経営状況	5
5 料金収入	6
6 企業債		
(1)企業債発行額	7
(2)企業債元利償還金	8
(3)企業債現在高	9
7 他会計繰入金	11
8 建設投資及びその財源		
(1)建設投資	13
(2)財源	14
9 法適用企業の経営状況		
(1)損益収支	15
(2)累積欠損金	17
(3)不良債務	18
(4)資本収支	19
10 法非適用企業の経営状況		
(1)実質収支	20
(2)収益的収支及び資本的収支	20

第2編 主な事業の経営状況

1 水道事業		
(1)事業概要	21
(2)経営状況	22
(3)他会計繰入金の状況	23
2 下水道事業		
(1)事業概要	24
(2)法適用企業の経営状況	25
(3)法非適用企業の経営状況	26
(4)経費と財源	27
(5)使用料の状況	27
(6)他会計繰入金の状況	28
3 病院事業		
(1)事業概要	29
(2)経営状況	30
(3)診療収入	31
(4)経費	31
(5)他会計繰入金の状況	32
4 交通事業		
(1)事業概要	33
(2)経営状況	34
(3)料金収入と職員給与費	34

第3編 決算資料

1 法適用企業の経営状況		6 決算状況(法適用企業)	
(1)損益収支の状況	(1)水道事業 58
(2)資本収支の状況	(2)工業用水道事業 63
2 法非適用企業の経営状況 41	(3)交通事業 65
3 他会計繰入金の状況 45	(4)病院事業 67
4 企業債現在高の状況		(5)下水道事業 72
(1)事業別現在高 46	(6)観光施設事業 74
(2)利率別現在高 47	(7)宅地造成事業 76
(3)団体別現在高 48	7 決算状況(法非適用企業)	
5 法適用企業の経営分析		(1)簡易水道事業 78
(1)事業別貸借対照表 51	(2)電気事業 79
(2)経営分析 53	(3)下水道事業 80
(3)決算規模 54	(4)港湾整備事業 86
(4)水道事業の状況 55	(5)市場事業 87
(5)病院事業の状況 56	(6)と畜場事業 89
(6)下水道事業の状況 57	(7)観光施設事業 90
		(8)宅地造成事業 91
		(9)駐車場整備事業 92
		(10)介護サービス事業 94

(注)各項目の数値は原則として表示単位未満で四捨五入しているため、合計等が合わない場合があります。
また、増減率等の比率は、原則として千円単位で算出したものです。

(注)事業数及び職員数は年度末の数値であり、それ以外の数値は年度中に終了した事業を含めて作成しています。

主な用語の説明

法適用企業	地方公営企業法を適用し、収支を債権・債務の発生でとらえる発生主義による企業会計方式で経理を行う企業	建設投資額	資本的支出の建設改良費をいう。
法非適用企業	地方公営企業法を適用せず、収支を実際の現金収支規模でとらえる現金主義による官公庁方式を用い、かつ、特別会計方式で経理を行う企業	累積欠損金	法適用企業で、営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんが出来なかった各事業年度の損失（赤字）額が累積されたものをいう。
収益的収支	地方公営企業の経営活動に伴う一事業年度の収益とそれに対する費用。通常、企業の黒字・赤字の判定は収益的収支の状況により判定する。	不良債務	法適用企業で、貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額（翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を差し引いた額）を超える額をいう。
資本的収支	地方公営企業の将来の活動に備えて行う建設改良のように支出の効果が数事業年度にわたる収支	内部資金	収益的収入及び支出における経営活動の結果予定される利益及び費用中に計上されている減価償却費等現金支出を伴わない支出によって企業内に留保される自己資金をいう。
決算規模	普通会計の歳出総額に相当する額 ○ 法適用企業＝経常費用－減価償却費＋資本的支出 ○ 法非適用企業 ＝総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金 ○ 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による。なお、収支が0の場合には黒字としている。 ○ 純損益＝総収益（＝営業収益＋営業外収益＋特別利益）－総費用（営業費用＋営業外費用＋特別損失） ○ 実質収支 ＝（総収益－総費用） +（資本的収入－資本的支出） －積立金＋前年度からの繰越金 －前年度繰上充用金＋収益的支出に充てた地方債 +収益的支出に充てた他会計借入金	公的資金補償金免除繰上償還	過去に高金利で借り入れた地方債の利子負担の軽減を図るために、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、補償金（将来の支払利息相当額）を免除した繰上償還を認める制度をいう。（地方財政法第33条の9） なお、この制度を活用するには、行政改革の実施などを盛り込んだ財政健全化計画等を策定し、総務大臣の承認を受ける必要がある。
純損益 ・実質収支		経常収支比率	$\left(\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100 \right)$ 経常費用（営業費用＋営業外費用）と経常収益（営業収益＋営業外収益）との割合で、収益的収支の経営状況を分析する指標として用いられ、法適用企業の場合、100%以上が黒字、100%未満は赤字を示す。
基準内繰入金	地方公営企業法第17条の2及び「平成20年度の地方公営企業繰出金について」（平成20年6月6日付総務省自治財政局長通知）に基づいて算定されたものであり、下水道事業における雨水処理負担金など、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当ではない経費等に対する一般会計等からの繰入金をいい、これ以外の繰入金を基準外繰入金という。	総収支比率	$\left(\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100 \right)$ 総費用と総収益との割合で、収益的収支の経営状況を分析する指標として用いられ、法非適用企業の場合、100%以上が黒字、100%未満は赤字を示す。

$$\text{公債費比率} \left(\frac{\text{地方債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100 \right)$$

地方債元利償還金を料金収入でまかっている割合で、比率が高いほど公債費の負担が大きいことを示す。

$$\text{固定資産構成比率} \left(\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延勘定}} \times 100 \right)$$

総資産中固定資産（企業内に長期的に滞留させ短期間に回収されない資産）がどのくらいの割合かを示す指標で、この比率が高いほど現金預金等の流動資産が少ないことを示す。

$$\text{流動比率} \left(\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 \right)$$

流動負債に対する流動資産の割合を示す指標で、この比率が高いほど短期債務の支払いに必要な資産をもっていることになる。

$$\text{酸性試験比率} \left(\frac{\text{現金預金} + \text{未収金}}{\text{流動負債}} \times 100 \right)$$

流動比率の補助比率であり、流動負債に対する当座資産（現金預金+未収金）の割合を示すものであり、この比率が高いほど運転資金が豊富で、支払能力があることを示す。

$$\text{固定比率} \left(\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本金} + \text{剰余金}} \times 100 \right)$$

固定資産がどの程度自己資本（自己資本金+剰余金）で調達されているかを示すもので、この比率が高いほど資本投資のための財源として企業債に依存する度合いが強いといえる。

$$\text{固定資産対長期資本比率} \left(\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債}} \times 100 \right)$$

固定資産がどのような財源で構成されているか、また、財政の流動性があるかどうかを判定する指標である。

$$\text{自己資本構成比率} \left(\frac{\text{自己資本金} + \text{剰余金}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100 \right)$$

総資本に対する自己資本の比率を示し、財政状態を長期的に分析する指標の一つである。

$$\text{固定負債構成比率} \left(\frac{\text{固定負債} + \text{借入資本金}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100 \right)$$

総資本に対する固定負債（貸借対照日の翌日から起算して1年以内に支払期限が到来しない債務）と借入資本金との割合であり、事業体の他人資本依存度を見る指標である。